「地域金融強化のための特別当座預金制度基本要領」の制定等について

日本銀行は、本日の政策委員会・通常会合において、地域金融機関が将来に わたり地域経済を適切に支え、金融仲介機能を円滑に発揮していくための経営 基盤の強化に資する観点から、下記の諸措置を講ずることを決定しましたので、 お知らせします。

記

- 1. 「地域金融強化のための特別当座預金制度基本要領」を別紙1. のとおり制定すること。
- 2.「系統中央機関の会員である金融機関による地域金融強化のための特別当座 預金制度の利用に関する特則」を別紙2.のとおり制定すること。
- 3.1.および2.の実施に関し、日本銀行法(平成9年法律第89号)第43 条第1項ただし書きおよび同法第61条の2の規定に基づき、別紙3.および 別紙4.のとおり財務大臣および金融庁長官に認可を申請すること。

以 上

<本件照会先>

金融機構局 服部・吉村(03-3279-1111)

地域金融強化のための特別当座預金制度基本要領

1. 趣旨

この基本要領は、地域金融機関が将来にわたり地域経済を適切に支え、金融仲介機能を円滑に発揮していくための経営基盤の強化に資する観点から、当座勘定における預り金(以下「当座預金」という。)に対して行う付利(以下「特別付利」という。)に関する基本的事項を定めるものとする。

2. 対象先

本行の当座預金取引の相手方である地域銀行(一般社団法人全国地方銀行協会または一般社団法人第二地方銀行協会の会員である銀行をいう。)または信用金庫のうち、本制度の適用を希望する先とする。

3. 特別付利の要件

次の(1)から(3)までを満たす対象先に対し、特別付利を行う。

- (1) 地域経済の持続的な発展に貢献する方針であること
- (2) 次のイ. またはロ. のいずれかを満たすこと
 - イ. 一定の経営基盤の強化を実現することにより、次の(イ)または(ロ)のいずれかを満たすこと。ただし、令和2年度または令和3年度の各年度の決算における(イ)に定める経費率または(ロ)に定める経費の金額が当該各号に定める基準を満たさない場合において、令和3年度または令和4年度の各年度の決算における経費率または経費の金額が当該各号に定める基準を満たすときは、基準を満たす年度の前年度までの決算において当該各号に定める基準を満たしたものとみなす。

- (イ) 令和2年度から令和4年度までの各年度の決算において、本行が別に定める方法により算出した経費を業務粗利益で除した値(以下「経費率」という。)が、令和元年度の決算における経費率に対して、それぞれ1%以上、3%以上、4%以上低下していること
- (ロ) 令和2年度から令和4年度までの各年度の決算において、本行が別に定める方法により算出した経費の金額が、令和元年度の決算における当該金額に対して、それぞれ2%以上、4%以上、6%以上減少していること
- ロ. 令和2年11月10日から令和5年3月31日までに、対象先を当事者とする経営統合等(合併、経営統合または連結子会社化をいう。ただし、同期間に同一当事者について二以上の経営統合等が行われた場合には最初の経営統合等に限る。以下同じ。)にかかる機関決定(株主総会もしくは総会による決議またはこれらに準ずるものとして本行が認めるものをいう。)を行い、その経営統合等が経営基盤の強化に資するものであると認められること
- (3) 特別付利を行うことが適当でないと認められる特段の事情がないこと

4. 特別付利対象金額

- (1)特別付利の対象とする積み期間(準備預金制度に関する法律(昭和32年法律第135号)第7条第3項に定める1月間をいう。以下同じ。)における、各対象先の当座預金の平均残高から当該対象先の法定準備預金額(同法第2条第2項に定める法定準備預金額をいう。以下同じ。)を控除した金額(零を下回る場合を除く。以下「特別付利対象金額」という。)とする。
- (2)(1)の定めにかかわらず、特別付利対象金額については、本制度の適切な運営を確保するとともに、金融調節を円滑に遂行する観点から、対象先ごとに上限を設ける。
- (3)(2)に定める対象先ごとの上限金額は、次のイ、またはロ、のいずれ

か大きい方の金額とする。

- イ.本行が別に定める積み期間における対象先の当座預金の平均残高から当該対象先の法定準備預金額を控除した金額(零を下回る場合を除く。)に、本行が別に定めるところにより当座預金の残高全体の動向を勘案して決定する比率を乗じた金額
- 口. 対象先の「補完当座預金制度基本要領」(平成28年1月29日付政 委第9号別紙1.) 4. (2) に定める金額および同基本要領4. (3) に定める金額の合計額

5. 適用利率

年0.1%とする。

6. 特別付利の対象とする期間

- (1) 3. (2) イ. に定める要件を満たす対象先にあっては、当該要件を満たすことについて本行の確認がなされた日の属する積み期間の次の積み期間から1年間、特別付利の対象とする。
- (2) 3. (2) ロ. に定める要件を満たす対象先にあっては、当該要件を満たすことについて本行の確認がなされた日の属する積み期間の次の積み期間から3年間、特別付利の対象とする。
- (3)(1)および(2)の定めにかかわらず、3.(2)イ.または同口. に定める要件を満たす対象先が、特別付利の対象となる期間に新たに同口.に定める要件を満たした場合には、当該期間はその確認が本行により新たになされた日の属する積み期間の末日をもって満了するものとする。

7. 実施状況等の確認

本行は、対象先に対し、3. に定める要件にかかる実施状況等の継続的

な確認を行う。

8. 特例的取扱い

本行は、本制度の適切な運営を確保するとともに、金融調節を円滑に遂行する観点から必要と認める場合には、本制度の趣旨に沿って、2.から7.までに定める取扱いと異なる取扱いを行うことができる。

(附則)

この基本要領は、日本銀行法(平成9年法律第89号)第43条第1項ただし書きおよび同法第61条の2の規定に基づく財務大臣および金融庁長官の認可を受けることを条件として、当該認可を受けた日以後の総裁が別に定める日から実施し、すべての対象先および会員金融機関(「系統中央機関の会員である金融機関による地域金融強化のための特別当座預金制度の利用に関する特則」(令和2年12月25日付政委第78号別紙2.)に定める「会員金融機関」をいう。)について特別付利の対象となる期間が満了した日をもって廃止する。ただし、同日以後に行う特別付利の取扱いについては、なお従前の例による。

系統中央機関の会員である金融機関による地域金融強化のための 特別当座預金制度の利用に関する特則

1. 趣旨

系統中央機関(信金中央金庫、全国信用協同組合連合会、労働金庫連合会および農林中央金庫を総称していう。以下同じ。)の会員である金融機関(本行の当座預金取引の相手方でない者に限る。以下「会員金融機関」という。)が、系統中央機関を通じて、「地域金融強化のための特別当座預金制度基本要領」(令和2年12月25日付政委第78号別紙1.。以下「基本要領」という。)に基づく地域金融強化のための特別当座預金制度の利用を希望する場合における同制度の取扱いについては、基本要領によるほか、この特則に定めるところによる。

2. 特別付利の方法

本制度の利用を希望する会員金融機関が基本要領3. に定める要件を満たすことが確認された場合の特別付利は、本行が系統中央機関の当座預金に対し行うものとし、系統中央機関は基本要領3. に定める要件を満たすことが確認された会員金融機関(以下「対象会員金融機関」という。)に対し本行から受領した特別付利の利息相当額の全額を支払うものとする。

3. 特別付利対象金額

(1)系統中央機関の特別付利対象金額は、すべての会員金融機関から直近の上位機関(会員金融機関から預り金を受け入れる上位の会員金融機関および系統中央機関をいう。以下同じ。)が受け入れる預り金(会員金融機関からの預り金をもとに行われるものを除く。本行の当座預金取引の相手方である金融機関を会員とする系統中央機関にあっては、

当該金融機関からの預り金を含む。)の合計金額に占める、対象会員金融機関から直近の上位機関が受け入れる預り金の合計金額の割合を、本行が別に定めるところにより算出したうえ、当該割合を、特別付利の対象とする積み期間(準備預金制度に関する法律(昭和32年法律第135号)第7条第3項に定める1月間をいう。)における、各系統中央機関の当座預金の平均残高から当該系統中央機関の法定準備預金額(同法第2条第2項に定める法定準備預金額をいう。)を控除した金額(零を下回る場合を除く。以下「算出対象金額」という。)に乗じて得た金額とする。

- (2)(1)の定めにかかわらず、算出対象金額については、基本要領4. (2)および(3)に準じて、本行が別に定めるところにより系統中央 機関ごとに上限を設ける。
- 4. 系統中央機関による確認等
 - (1)系統中央機関は、基本要領7.の定めに準じて、基本要領3.に定める要件にかかる実施状況等の継続的な確認を行う。
 - (2)(1)に加え、系統中央機関は、会員金融機関との間で、本制度の趣旨に照らし、また、本行の求めに応じ、本制度の実施および適切な運営のために必要な措置を講ずる。

5. 特例的取扱い

本行は、系統中央機関および会員金融機関がこの特則に定める事項に著しく背馳した場合には、この特則に基づく特別付利を認めないなど必要な措置を講ずることができる。

(附則)

この特則は、日本銀行法(平成9年法律第89号)第43条第1項ただし書きおよび同法第61条の2の規定に基づく財務大臣および金融庁長官の

認可を受けることを条件として、当該認可を受けた日以後の総裁が別に定める日から実施し、基本要領の廃止日をもって廃止する。ただし、同日以後に行う特別付利の取扱いについては、なお従前の例による。

別紙3.

(財務大臣宛認可申請書)

政第 号

令和 年 月 日

財務大臣 麻生 太郎 殿

日本銀行総裁 黒田 東彦

地域金融強化のための特別当座預金制度の実施に関する件

人口減少などの構造要因や新型コロナウイルス感染症の影響により地域経済情勢が厳しさを増すもとで、地域金融機関が将来にわたり地域経済を適切に支え、金融仲介機能を円滑に発揮していくための経営基盤の強化を促すことで、金融機関間の資金決済の円滑の確保を図り、もって信用秩序の維持に資する観点から、別紙要綱に基づき、地域金融強化のための特別当座預金制度を実施することと致したく、政策委員会の議決を経て、日本銀行法第43条第1項ただし書きの規定に基づき、認可申請致します。

以 上

地域金融強化のための特別当座預金制度実施要綱

1. 適用先

次の(1)または(2)のうち、(2)0. に定める要件を満たす先とする。

- (1)本行の当座預金取引の相手方である地域銀行(一般社団法人全国地方銀行協会または一般社団法人第二地方銀行協会の会員である銀行をいう。) または信用金庫のうち、本制度の適用を希望する先
- (2)系統中央機関(信金中央金庫、全国信用協同組合連合会、労働金庫連合会および農林中央金庫を総称していう。)の会員である金融機関(本行の当座預金取引の相手方でない者に限る。)のうち、当該金融機関の系統中央機関を通じて本制度の適用を希望する先

2. 適用要件

次の(1)から(3)までとする。

- (1) 地域経済の持続的な発展に貢献する方針であること
- (2) 令和2年度から令和4年度までに一定の経営基盤の強化を実現すること、 または令和2年11月10日から令和5年3月31日までに機関決定が 行われた経営統合等が経営基盤の強化に資すると認められること
- (3) 本制度を適用することが適当でないと認められる特段の事情がないこと

3. 付利金額の計算方法

(1) 1. (1) に定める適用先にあっては、本制度に基づく付利の対象とする 積み期間(準備預金制度に関する法律(昭和32年法律第135号)第7 条第3項に定める1月間をいう。以下同じ。)における、各適用先の当座 預金の平均残高から当該適用先の法定準備預金額(同法第2条第2項に定 める法定準備預金額をいう。)を控除した金額(零を下回る場合を除く。)、同(2)に定める適用先にあっては、同(1)に定める適用先の取扱いに準じて計算した金額を、付利対象金額とする。

- (2)付利金額は、(1)により算出した付利対象金額に、4.に定める適用利率を乗じた金額とする。
- 4. 本制度に基づく付利の適用利率

年0.1%とする。

5. 本制度に基づく付利の対象とする期間

一定の経営基盤の強化を実現した適用先にあっては、本行がこれを確認した 日の属する積み期間の次の積み期間から1年間、本制度に基づく付利の対象と する。経営統合等が経営基盤の強化に資すると認められた適用先にあっては、 本行がこれを確認した日の属する積み期間の次の積み期間から3年間、本制度 に基づく付利の対象とする。

6. 実施状況等の確認

適用先に対し、2.に定める要件にかかる実施状況等の継続的な確認を行う。

別紙4.

(金融庁長官宛認可申請書)

政第 号

令和 年 月 日

金融庁長官 氷見野 良三 殿

日本銀行総裁 黒田 東彦

地域金融強化のための特別当座預金制度の実施に関する件

人口減少などの構造要因や新型コロナウイルス感染症の影響により地域経済情勢が厳しさを増すもとで、地域金融機関が将来にわたり地域経済を適切に支え、金融仲介機能を円滑に発揮していくための経営基盤の強化を促すことで、金融機関間の資金決済の円滑の確保を図り、もって信用秩序の維持に資する観点から、別紙要綱に基づき、地域金融強化のための特別当座預金制度を実施することと致したく、政策委員会の議決を経て、日本銀行法第43条第1項ただし書きおよび同法第61条の2の規定に基づき、認可申請致します。

以 上

地域金融強化のための特別当座預金制度実施要綱

1. 適用先

次の(1)または(2)のうち、(2)に定める要件を満たす先とする。

- (1)本行の当座預金取引の相手方である地域銀行(一般社団法人全国地方銀行協会または一般社団法人第二地方銀行協会の会員である銀行をいう。) または信用金庫のうち、本制度の適用を希望する先
- (2)系統中央機関(信金中央金庫、全国信用協同組合連合会、労働金庫連合会および農林中央金庫を総称していう。)の会員である金融機関(本行の当座預金取引の相手方でない者に限る。)のうち、当該金融機関の系統中央機関を通じて本制度の適用を希望する先

2. 適用要件

次の(1)から(3)までとする。

- (1) 地域経済の持続的な発展に貢献する方針であること
- (2) 令和2年度から令和4年度までに一定の経営基盤の強化を実現すること、 または令和2年11月10日から令和5年3月31日までに機関決定が 行われた経営統合等が経営基盤の強化に資すると認められること
- (3) 本制度を適用することが適当でないと認められる特段の事情がないこと

3. 付利金額の計算方法

(1) 1. (1) に定める適用先にあっては、本制度に基づく付利の対象とする 積み期間(準備預金制度に関する法律(昭和32年法律第135号)第7 条第3項に定める1月間をいう。以下同じ。)における、各適用先の当座 預金の平均残高から当該適用先の法定準備預金額(同法第2条第2項に定 める法定準備預金額をいう。)を控除した金額(零を下回る場合を除く。)、同(2)に定める適用先にあっては、同(1)に定める適用先の取扱いに準じて計算した金額を、付利対象金額とする。

- (2)付利金額は、(1)により算出した付利対象金額に、4.に定める適用利率を乗じた金額とする。
- 4. 本制度に基づく付利の適用利率

年0.1%とする。

5. 本制度に基づく付利の対象とする期間

一定の経営基盤の強化を実現した適用先にあっては、本行がこれを確認した 日の属する積み期間の次の積み期間から1年間、本制度に基づく付利の対象と する。経営統合等が経営基盤の強化に資すると認められた適用先にあっては、 本行がこれを確認した日の属する積み期間の次の積み期間から3年間、本制度 に基づく付利の対象とする。

6. 実施状況等の確認

適用先に対し、2.に定める要件にかかる実施状況等の継続的な確認を行う。